

## 第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第22回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「事業報告」の「会社の体制及び方針」、「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書及びその他の注記」並びに「計算書類」の「株主資本等変動計算書及びその他の注記」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [https://www.jbr.co.jp/ir\\_info/](https://www.jbr.co.jp/ir_info/)）に掲載しております。

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社では、平成18年5月15日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決議し、その後の状況を鑑み、平成26年6月20日付で一部内容を修正しております。又、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月22日開催の取締役会において内容を一部改定し、その後当社グループの組織再編に合わせて、平成28年6月24日開催の取締役会において内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの社内カンパニー制への移行に伴う社内組織の再編成及び業務分掌の変更に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、執行役員並びにカンパニー（領域及びプラットフォームの総称）及び室（以下「カンパニー等」といいます。）の長から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視・監督します。
- b. 当社の業務執行体制として、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により、各カンパニー等の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各カンパニー間の相互牽制を機能させます。
- c. 取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に取締役社長を任命し、取締役社長の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、取締役、執行役員及び使用人に対し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを取締役、執行役員及び使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、取締役、執行役員及び使用人の理解を促します。又、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、就業規則に基づき、当該取締役、執行役員及び使用人に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。

- d. 取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役社長の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。
- e. 監査役は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役規程、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。
- f. 取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外務弁護士及び外部会社保険労務士に設け、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営します。係る制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。又、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。
- b. 取締役会は、これらの管理の総責任者にコーポレートプラットフォームカンパニー長を任命します。
- c. 監査役は、取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。
- d. 取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者にITシステムプラットフォームカンパニー長を任命し、情報資産の適正な管理を行います。
- e. 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に取締役社長を任命し、全社に関わる横断的リスクの総括的な管理を行います。
- b. 各カンパニー等におけるリスク管理責任者は、それぞれが各カンパニー等に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで適切な対策を実施するとともに、係るリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。
- c. 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対し、ただちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。
- d. 当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。
- e. 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度及びカンパニー制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。
- b. 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。
- c. 取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、その責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役、執行役員及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。
- d. 取締役会は、当社経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役社長、執行役員及びカンパニー長は、その達成に向けて職務を執行又は業務を執行し、取締役会において、その実績を報告します。

- e. 取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に取締役社長を任命し、年度経営計画に基づいた各カンパニー等の目標に対し、業務執行が効率的に行われるように監視・監督を行います。
- f. 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

**⑤ 次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - イ. 取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命します。
  - ロ. 当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。
  - ハ. 子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が確実になされるような体制を構築します。
  - ニ. 子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、当社から派遣している取締役から、随時、当社のコーポレートプラットフォーム財務チームを通じて報告を受けます。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの総括的な管理を行わせます。
  - ロ. 子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役には、各カンパニー等の長たる責任者の協力の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで、適切な対策を実施させるとともに、係るリスク管理状況を監督させ、定期的に見直させます。
  - ハ. 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の取締役社長をして、遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えるとともに、遅滞なく当社に報告させます。

- ニ. 前ハにかかわらず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役会に報告を行い、派遣取締役を通じて当社に報告するものとします。
- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を毎月1回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。
  - ロ. 子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせます。
  - ハ. 子会社の取締役会には、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を執行し、子会社の取締役会において、その実績を報告させるとともに、年1回、子会社の取締役社長をして、当社の取締役会において、その実績を報告させます。
  - ニ. 子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各所管部署の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。
- d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。
  - ロ. 子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させます。
  - ハ. 子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。係る規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

- ニ. 子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせません。
- ホ. 当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役社長及び取締役会に報告します。
- e. その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を定め、該当事項については、コーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて当社の取締役会に報告をさせます。
  - ロ. グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の各カンパニー長は、所管する業務において、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
  - ハ. グループ各社は、当社との連携及び情報共有を行いつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の固有性等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とします。
  - ニ. 主要なグループ各社については、当社監査役を監査役に就任させ、又は当該グループ各社の取締役及び監査役と連携し、当該グループ各社の業務の適正を確保する体制を整備します。
  - ホ. 主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。
  - ヘ. 当社コーポレートプラットフォームカンパニー長は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は、常勤監査役の判断にて決定します。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- a. 監査役は、その職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役の監査業務を補助する範囲内において常勤監査役に帰属し、取締役、執行役員及び使用人は指揮命令権限を有しません。

- b. 監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定します。
- c. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- a. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - イ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。
  - ロ. 取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告をします。
  - ハ. 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査役に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。
- b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - イ. 当社監査役は、当社の監査役監査基準に基づき、子会社に対して事業の報告を求めます。
  - ロ. 子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社では、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用します。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、係る通報の概要について、子会社から当社のコーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて、当社の監査役に対して報告されます。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- a. 当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。
- b. 当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講ずるものとします。
- c. 前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役、執行役員及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部の弁護士又は外部の社会保険労務士を介して、当社の常勤監査役に対し、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じるよう請求することができ、これを受けた当該常勤監査役は、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。

⑩ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役規程その他の社内規程において、監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。又、当社は、監査役からの請求により、監査役に対し、係る費用を前払いすることと定めます。

⑪ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- a. 監査役は取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- b. 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。
- c. 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- d. 監査役会は毎月1回以上開催します。
- e. 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況

当社の事業年度末日における本体制についての運用状況については、以下に記載のとおりです。

### ① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、取締役会において制定した「コンプライアンスプログラム」の下、平成30年8月には経営コンサルタントの杉本亮氏を講師として、当社グループ全役職員向けのコンプライアンス・セミナーを開催する等、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行っております。セミナーの開催以外にも、定期的にコンプライアンスに関するメールマガジンを配信することで、コンプライアンス意識の底上げを図り、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図ってまいります。

### ② 取締役の職務遂行の適正性及び効率性を可能ならしめる体制

取締役は「取締役会規程」に基づき、毎月1回定時取締役会を開催し、適宜臨時に開催しております。執行役員制度及びカンパニー制度を導入し、取締役会の本来的機能である意思決定機能及び監督機能の強化を図り、業務執行責任を明確にした迅速な業務執行を行っております。

### ③ 監査役の監査に実効性を確保するための体制

監査役は「監査役会規程」に基づき、毎月1回監査役会を開催し、「監査役規程」、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行に関わる監査を行っております。又、監査役は、その職務を補助すべき使用人として監査役会室を置き、代表取締役やその他の取締役と監査上の重要課題について意見交換を行うとともに、内部監査室や会計監査人に対して報告を求める等、関係各所と緊密に連携しながら適切な監査を行っております。

#### ④ 内部通報の実効性を高めるための体制

当社は、コンプライアンス体制の充実及び強化を図るため「内部通報制度運用規程」を定め、その通報窓口を外部の弁護士又は外部の社会保険労務士に設けておりますが、内部通報の窓口でないコーポレートプラットフォームカンパニー長に直接、通報相談があった場合でも、通報相談を受けたコーポレートプラットフォームカンパニー長は、「内部通報制度運用規程」に準じて適切に取扱うよう定めております。又、「内部通報制度運用規程」では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを禁止するほか、万一取締役や従業員が通報者に対して不利益な取扱いを行った場合には、常勤監査役が当該取締役や従業員に対して、必要かつ適切な措置を講ずることとし、通報者の保護を図っております。

#### ⑤ リスク管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」を定め、当社役員及び各所管部署の長等を構成員とするリスク管理委員会を設置しております。当該委員会の委員長であるコーポレートプラットフォームカンパニー長が、委員会開催の可否を毎月確認し、必要がある場合は、随時開催をしております。各所管部署の長等が構成員となっていることを活かし、業務上のリスクを中心に議論を行っております。一方、取締役会では、法務及び財務の専門家が構成員になっていることを活かし、法務リスク及び財務リスクを中心に議論を行っております。なお、投融資に関しましては、投資委員会で審議を行うことで、より一層のリスク管理の徹底を図ってまいります。

#### ⑥ 子会社管理体制の整備

当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、取締役を派遣する際の職責を明確にするとともに、子会社からの報告については当社のコーポレートプラットフォーム財務チームを通じて行われるよう徹底しております。又、子会社においても当社同様のコンプライアンス体制を構築させるべくコンプライアンスに関する各種規程、「内部通報制度運用規程」を準用させております。「関係会社管理規程」に基づき子会社から事前承認事項についての事前承認を行ったり、又内部監査を実施する等、当社グループにおける効率的なモニタリングを実施しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成29年10月1日）  
（至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	779,643	3,627,029	1,274,654	△879,133	4,802,193
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
新 株 の 発 行	720	720			1,440
剰 余 金 の 配 当			△314,246		△314,246
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,192,662		1,192,662
自 己 株 式 の 取 得				△167,042	△167,042
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	720	720	878,416	△167,042	712,813
当 期 末 残 高	780,363	3,627,749	2,153,071	△1,046,176	5,515,007

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	571,707	571,707	-	5,373,901
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,440
剰 余 金 の 配 当				△314,246
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				1,192,662
自 己 株 式 の 取 得				△167,042
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	△45,116	△45,116	700	△44,416
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△45,116	△45,116	700	668,396
当 期 末 残 高	526,590	526,590	700	6,042,297

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	ジャパン少額短期保険株式会社 JBRあんしん保証株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジャパン少額短期保険株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### b. たな卸資産

・商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

## ② 固定資産の減価償却の方法

### a. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))は定額法)によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6年～24年
機械装置及び運搬具	5年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

### b. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 引当金の計上基準

### a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額に見合う額を計上しております。

### c. 会員引当金

生活会員からの申込により作業を加盟店に対して依頼した場合、当社は加盟店に対して作業に係る外注費を支払っております。

当該外注費の支払に備えるため、過去の発生実績率により見込額を計上しております。

## ④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

- ⑤ **のれんの償却に関する事項** のれんの償却については、5年間の定額法により行っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「無形固定資産」の「その他」に含まれる「ソフトウェア仮勘定」は51,637千円であります。

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「自己株式取得費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「自己株式取得費用」は652千円であります。

## 3. 追加情報

### (連結損益計算書)

従来、駆けつけ事業においては、顧客から受領した代金を当社の売上高、加盟店・協力店に支払った作業代金を売上原価に計上しておりましたが、加盟店・協力店との契約内容を改めたことに伴い、当連結会計年度より紹介手数料を売上高に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ当連結会計年度において売上高及び売上原価はそれぞれ928,219千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益の影響はありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### 減価償却累計額

有形固定資産

264,830千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。又、資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を銀行借入等により調達することとしております。デリバティブ取引は、利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、当社グループと業務上の関係を有する企業の株式、純投資目的の株式及びリスクの少ない投資信託に運用するものであり、発行体の財務状況や市場価格の変動リスク等に晒されております。

差入保証金は、会員事業に係る保証金あるいは賃借不動産の保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等につきましても、3ヶ月以内に納付期限が到来します。

借入金は、主に運転資金の資金調達を目的としたものであります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び差入保証金について、各部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

#### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

#### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	7,756,559	7,756,559	—
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※）	920,271 △14,048		
	906,222	906,222	—
③ 投資有価証券	3,481,313	3,481,313	—
④ 差入保証金	94,120	94,455	334
⑤ 破産更生債権等 貸倒引当金（※）	1,383,369 △1,383,369		
	—	—	—
資産計	12,238,216	12,238,551	334
① 買掛金	405,350	405,350	—
② 短期借入金	700,000	700,000	—
③ 未払法人税等	320,943	320,943	—
負債計	1,426,293	1,426,293	—

(※) 受取手形及び売掛金、破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定する方法によっております。

⑤ 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等 (※1)	234,951
差入保証金 (※2)	783,486

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③ 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 返済期限が確定していない差入保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産④ 差入保証金」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 193円 12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円 05銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (第三者割当による第6回新株予約権及び第7回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行)

当社は、平成30年9月18日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第6回及び第7回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議し、平成30年10月4日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

なお、募集の概要は以下のとおりであります。

割当日	平成30年10月4日
発行新株予約権数	31,670個 第6回新株予約権 15,835個 第7回新株予約権 15,835個
発行価額	16,215,040円（第6回新株予約権1個につき501円、第7回新株予約権1個につき523円）
当該発行による潜在株式数	3,167,000株（新株予約権1個につき100株） 第6回新株予約権 1,583,500株 第7回新株予約権 1,583,500株 第6回及び第7回新株予約権の下限行使価額はいずれも825円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は3,167,000株です。
資金調達の内訳	4,766,715,040円（差引手取金概算額：4,621,870,040円） （内訳） 第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額：7,933,335円 新株予約権行使による調達額：2,375,250,000円 第7回新株予約権 新株予約権発行による調達額：8,281,705円 新株予約権行使による調達額：2,375,250,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

<p>行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額  第6回新株予約権 1,500円  第7回新株予約権 1,500円</p> <p>第6回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目以降、行使期間満了日である平成32年10月2日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直近の終値。）の91%に相当する金額（円位未満小数点第3位まで算出し、小数点第3位の端数を切り上げた金額。）に修正されます。行使価額は825円を下回らないものとし、以下、「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第7回新株予約権についても同様に、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第7回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目以降、行使期間満了日である平成32年10月2日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正されます。下限行使価額は825円とします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとし、</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。</p>

行使期間	平成30年10月4日から平成32年10月2日までとします。
募集又は割当方法 (割当先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
その他	<p>当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権1個当たり501円、第7回新株予約権1個当たり523円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。</p> <p>また、当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権1個当たり501円、第7回新株予約権1個当たり523円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得します。</p>

## 9. その他の注記

### (重要な訴訟事件等)

当社は、当社の子会社であった株式会社バイノスに対し、金銭消費貸借契約に基づき金銭の貸付を行っておりましたが、同社が平成28年1月19日に福島地方裁判所郡山支部より破産手続開始決定を受けたことから、その連帯保証人である同社の元代表取締役湯川恭啓氏を被告として、保証債務の履行を求める民事訴訟を、名古屋地方裁判所に提起し、提出日現在係争中でありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年10月1日  
至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備	本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余	資 剰 余 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 剰 余 金				
当 期 首 残 高	779,643	822,765	2,811,142	3,633,908	640,843	640,843	△886,079		4,168,315	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	720	720		720					1,440	
剰 余 金 の 配 当					△314,246	△314,246			△314,246	
当 期 純 利 益					825,182	825,182			825,182	
自 己 株 式 の 取 得							△169,927		△169,927	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	720	720	—	720	510,936	510,936	△169,927		342,448	
当 期 末 残 高	780,363	823,485	2,811,142	3,634,628	1,151,779	1,151,779	△1,056,007		4,510,764	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	569,015	569,015	—	4,737,330
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,440
剰 余 金 の 配 当				△314,246
当 期 純 利 益				825,182
自 己 株 式 の 取 得				△169,927
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△37,263	△37,263	700	△36,563
当 期 変 動 額 合 計	△37,263	△37,263	700	305,885
当 期 末 残 高	531,751	531,751	700	5,043,215

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### 商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし建物(建物附属設備を除く。))は定額法)によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～24年

車両運搬具 5年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 会員引当金

生活会員からの申込により作業を加盟店に対して依頼した場合、当社は加盟店に対して作業に係る外注費を支払っております。

当該外注費の支払に備えるため、過去の発生実績率により見込額を計上しております。

### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度において「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記することにしました。なお、前事業年度の「無形固定資産」の「その他」に含まれる「ソフトウェア仮勘定」は50,760千円であります。

### (損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は240千円であります。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「自己株式取得費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「自己株式取得費用」は652千円であります。

## 3. 追加情報

### (損益計算書)

連結計算書類 3. 追加情報参照

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 減価償却累計額

有形固定資産	262,003千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	

##### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,060千円
短期金銭債務	17,089千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	10,903千円
売上原価	99,209千円
その他	62,589千円
営業取引以外の取引高	105,534千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,403,400株
------	------------

## 7. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	14,180千円
貸倒引当金	8,087千円
会員引当金	47,112千円
未払賞与	16,247千円
減損損失	17,566千円
その他	3,916千円
繰延税金資産（流動）小計	107,108千円
評価性引当額	△7,343千円
繰延税金資産（流動）合計	99,765千円
繰延税金資産（流動）の純額	99,765千円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	93,469千円
関係会社株式評価損	30,890千円
貸倒引当金	449,336千円
減損損失	21,475千円
資産除去債務	16,819千円
その他	7,256千円
繰延税金資産（固定）小計	619,249千円
評価性引当額	△596,935千円
繰延税金資産（固定）合計	22,313千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	9,650千円
その他有価証券評価差額金	216,603千円
繰延税金負債（固定）合計	226,253千円
繰延税金負債（固定）の純額	203,940千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JBRあんしん保証株式会社	100.0	当社と代理店委託契約を締結事務所の賃貸役員の兼任2名	会員管理用委託費用(注)	55,415	前払費用 長期前払費用	56,009 205,327

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	161円 20銭
(2) 1株当たり当期純利益	26円 32銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第6回新株予約権及び第7回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行)

連結計算書類 8. 重要な後発事象に関する注記(第三者割当による第6回新株予約権及び第7回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行)参照

## 11. その他の注記

(重要な訴訟事件等)

連結計算書類 9. その他の注記(重要な訴訟事件等)参照